

令和2年6月24日
国土交通省中部地方整備局

建設業法令遵守推進本部の活動について ～令和2年度活動方針と令和元年度活動結果～

中部地方整備局では、建設生産物の品質を確保するとともに、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図ることを目的として、平成19年度から「建設業法令遵守推進本部」を設置し、建設業者の法令違反への対応を強化しているところです。

この度、令和元年度の活動結果を踏まえ、令和2年度の活動方針を決定し、今後、立入検査等を通じて建設業における法令遵守の更なる徹底を図り、特に、本年10月に施行される改正建設業法については、あらゆる機会を通じて周知・徹底を図って参ります。

なお、立入検査等の実施に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止の状況を注視しつつ、適切な対応を図って参ります。

1. 令和元年度の活動結果【詳細 別紙1】 ※（ ）は平成30年度

- (1) 建設業者に対する立入検査等の実施件数 77件（80件）
- (2) 監督処分・勧告の実施概要
 - ・許可取消 0件（0件）
 - ・営業停止 1件（0件）
 - ・指示 0件（1件）
 - ・勧告 24件（37件）
- (3) 推進本部に寄せられた通報・相談等の件数 497件（578件）

2. 令和2年度の主な活動方針【詳細 別紙2】

- (1) 法令違反情報等の収集
- (2) 建設業の法令遵守に関する周知（10月施行の改正建設業法等）
- (3) 立入検査の実施
- (4) 建設業取引適正化推進月間の実施等
- (5) 建設業取引適正化センターの周知
- (6) 関係機関との連携

3. 配布先 中部地方整備局記者クラブ

【連絡先】建政部	建設業適正契約推進官	久保田 素広
	建設産業課長補佐	正木 貴文
	TEL	052（953）8572
	FAX	052（953）8606

令和元年度 中部地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動結果

1. 建設業者に対する立入検査等の実施件数

	令和元年度	平成 30 年度
大臣許可業者への立入検査	66 件	68 件
知事許可業者への立入検査	11 件	12 件
合計	77 件	80 件

2. 監督処分・勧告の実施概要

	令和元年度	平成 30 年度	主な処分事由
許可取消	0 件	0 件	該当なし
営業停止	1 件	0 件	公契約関係競売入札妨害 1 件
指 示	0 件	1 件	該当なし
勧 告	24 件	37 件	契約書不備不作成 16 件 支払遅延 11 件 施工体制台帳・体系図不作成 3 件など

※1 件の監督処分、勧告に複数の処分事由が含まれることがあるため、監督処分、勧告件数と内訳の件数が一致しない。

3. 推進本部に寄せられた通報・相談等の件数

	令和元年度	平成 30 年度
駆け込みホットライン及び一般電話等への 通報・相談等	497 件※	578 件

※ 497 件の内訳…法令違反疑義 26 件、苦情・相談 421 件、不払い相談 50 件

注) 1. 2. は、令和元年 9 月 24 日、令和元年 12 月 20 日、令和 2 年 3 月 19 日に公表した件数を集計したものです。

令和2年度 中部地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動方針

中部地方整備局建設業法令遵守推進本部は、平成19年度に創設されて以来、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行ってきたところである。

特に、不適切な契約手続き等を原因とするトラブルを未然に防ぐには、法制度に対する建設企業の理解を増進する必要がある、その観点から、「建設業法令遵守ガイドライン」の周知等を継続的に進めてきたところである。

さらに本年度は、10月に施行される改正建設業法において、「著しく短い工期の禁止」や「労務費相当額を現金で支払う配慮義務」等の規定が新設されること等を踏まえ、「建設業法令遵守ガイドライン」が改訂される予定であり、こうした新たな動きにも対応することが重要である。

については、以下のとおり、中部地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動方針を定め、各種取組を実施していくものとする。

1. 法令違反情報等の収集

「駆け込みホットライン（建設業法違反通報窓口）」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル（社会保険加入対策など各種建設業に関する様々な相談窓口）」（以下「各種相談窓口」という。）は、個別の相談対応ツールとしての役割のほか、重要な情報収集の窓口でもあることから、その積極的な活用を促す観点から、建設企業が集まる各種講習会・研修会の場を活用し周知を行う。また、建設業許可通知書及び経営事項審査結果通知書を送付する際に各種相談窓口のリーフレットを同封すること等により周知に努める。

2. 建設業の法令遵守に関する周知

中部地方整備局建設業法令遵守推進本部の創設以降、10年以上にわたって主に元請建設企業となる国土交通大臣許可業者を対象として、建設業法等の周知及びその遵守を促してきたところであるが、建設業の法令遵守に関する取り組みは、元請下請を問わず、幅広く浸透していくことが重要であることから、下請の立場となる機会の多い国土交通大臣許可業者以外の建設企業に対しても、許可行政庁である各県と連携し、積極的に周知を図っていく。

特に、本年10月に施行される改正建設業法では、以下の事項が改正・追加されており、これらの内容について、今後、改訂予定の「建設業法令遵守ガイドライン」等を活用しながら、講習会・研修会や立入検査等のあらゆる機会を通じて周知・徹底を図ることとする。

- ① 改正法第19条第1項（建設工事の請負契約の内容）
- ② 同 第19条の5（著しく短い工期の禁止）
- ③ 同 第20条第1項（建設工事の見積り等）
- ④ 同 第20条の2（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供）
- ⑤ 同 第24条の3第2項（下請代金の支払）
- ⑥ 同 第24条の5（不利益取扱いの禁止）
- ⑦ その他改正事項

3. 立入検査の実施

【実施目的】

元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、法令

に抵触する態様等が認められた場合には、速やかに是正させることを目的に、年間を通じて立入検査を実施する。

【検査対象】

立入検査は、次の建設企業を中心に実施する。

- ・ 営業所の実態・技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設企業
- ・ 新規に建設業許可を取得した建設企業
- ・ 過去に立入検査を実施していない建設企業
- ・ 前回立入検査から一定期間が経過している建設企業
- ・ 過去に監督処分又は行政指導を受けた建設企業
- ・ 各種相談窓口に多くの通報が寄せられる建設企業
- ・ 下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設企業
- ・ 不正行為等を繰り返し行っているおそれのある建設企業

この他、知事許可業者に対して、許可行政庁である各県と連携して立入検査を実施する。また、必要に応じて、下請業者間の契約及び支払関係についても立入検査を実施する。

【実施方針】

立入検査は、単に定型業務として実施するのではなく、上記目的を踏まえつつ、効率的かつ効果的な方法により実施する。

【その他】

- (1) 外国人建設就労者受入事業又は特定技能制度（建設分野での受入に限る）については国土交通本省建設市場整備課労働資材対策室との連携を密にしながら、当該制度の適切な運営に向け必要な対応をとるよう努める。
- (2) 建設業を支える優秀な担い手の確保・育成のため、個々の技能者がその有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備や、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図る観点から、本年度より、次の①及び②について確認等を行う。
 - ① 建設キャリアアップシステムへの登録の有無
 - ② 建設業退職金共済制度への加入の有無（加入している場合は証紙の交付状況）
- (3) 立入検査結果の積極的な広報活動
建設業界に、より一層、建設産業行政の理解や浸透を図るとともに、不適切な行為が確認された建設企業に対し早期に是正を促す観点から、立入検査結果について、積極的に広報を行う。

4. 建設業取引適正化推進月間の実施等

11月の「建設業取引適正化推進月間」は、建設企業に下請取引の適正化に関する普及・啓発を重点的に行う機会であるため、同月間の取組として実施する内容については、あらゆる機会を通じて広く周知する。

なお、同月間の取組として、各県と連携して講習会の開催等を行い、上記2.に加え、建設業に関する施策や下請取引の条件の改善にむけた各種取組の周知を行うとともに、その広報を積極的に行う。

5. 建設業取引適正化センターの周知

建設工事の請負契約を巡る元請・下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」については、その存在が下請企業等に十分に知られていないという実態がある

ことを踏まえ、あらゆる機会を通じ、同センターをより一層周知する。

6. 関係機関との連携

- ① 各県及び関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する立入検査の実施や、講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携強化に努める。
- ② 建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

7. その他

(1) 新型コロナウイルス感染症対策

- ① 立入検査の実施又は講習会・研修会等の開催に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底するため、その状況を注視しつつ、適切な対応を図る。
 - ② 新型コロナウイルス感染症対策として建設工事の一時中止・延期等の影響により、下請負人に不測の損害を与えることのないよう適正な下請契約や下請代金の支払いを求めるため、建設業関係団体等に対して発出した「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について」の趣旨・内容を建設企業にあらゆる機会を通じて、十分な周知・徹底を図る。
 - ③ 各種相談窓口に寄せられた新型コロナウイルス感染症対策に関する相談については、適正な助言・指導を行うとともに、その内容によっては「建設業取引適正化センター」を案内する。
また、必要に応じ、発注部局及び各県建設業許可部局との連携の強化や建設企業に対する指導・監督の強化等に努める。
- (2) 元請負人からの報復のおそれへの対策の重要性等を踏まえ、相談等対応後の取引状況をフォローする取り組みの実施を検討する。
 - (3) 通報を端緒として元請負人に対する指導・監督を行った事案について、その後の元請負人の改善措置状況のフォローアップを実施する。